

議案第91号

目黒区学校給食費助成条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月22日

提出者 目黒区議会議員

岩 崎 ふみひろ

松 嶋 祐 一 郎

石 川 恭 子

森 美 彦

目黒区学校給食費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、目黒区立中学校（以下「区立中学校」という。）に在籍する生徒の学校給食に係る経費について、当該経費を負担する生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、当該保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、区立中学校に在籍する生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、保護者が負担すべき学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の全額とする。ただし、国、東京都又は区の負担において、保護者が学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、保護者が負担すべき学校給食費の額から当該給付を受けた額に相当する額を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長が指定する期日までに学校長（当該生徒が在籍する区立中学校の校長をいう。以下同じ。）を経由し、区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容について審査の上、助成金の交付の可否を決定し、保護者に通知する。

(助成金の交付)

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた保護者（以下「助成対象保護者」という。）は、区長に助成金の請求をしなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(請求及び受領の委任)

第7条 助成対象保護者は、助成金の請求及び受領に関して、学校長に委任することができる。

2 前項の規定により委任する場合は、助成対象保護者は委任状に記入及び押印し、区長に提出しなければならない。

3 委任を受けた学校長は、当該助成対象保護者に対して請求する学校給食費を限度

として、当該助成対象保護者に代わって助成金を請求し、受領することができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する保護者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他区長が必要と認めるとき。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定に基づく交付申請及び第5条の規定に基づく交付決定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 目黒区立中学校に在籍する生徒の学校給食費を負担する生徒の保護者に対して助成金を交付することにより、子育てにかかる負担を軽減し子育ておよび教育の充実を図るため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。